

○松本市地域中核企業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の製造業等の成長による産業振興を図るため、市内に事業所を有する地域中核企業が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、地域中核企業とは、市内で製造業に関わる事業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国から地域未来牽引企業に選定された企業
- (2) 長野県知事から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）により国の同意を受けた松本地域基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業
- (3) 長野県知事から、地域再生法（平成17年法律第24号）により国の認定を受けた長野県の地域再生計画に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業
- (4) その他特に市長が認める企業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地域中核企業であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 施設等整備事業 地域中核企業が生産力の強化や生産性の向上、新商品開発等のため、市内に工場、研究施設、事務所等を、新設、移設又は増設する事業
- (2) 施設等設置事業 地域中核企業が施設等整備事業により新たに取得した家屋又は償却資産の維持に係る事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業ごとに

定める別表第1及び別表第2に掲げる経費のうち、市長が適当と認める経費とする。

(補助区分等)

第6条 補助対象事業ごとの補助率、補助限度額及び補助金交付回数は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助金交付回数
施設等整備事業	10分の1	500万円	1年度当たり1回限りとする。
施設等設置事業	10分の10	上限なし	1年度当たり1回とし、3回を限度とする。

(交付申請)

第7条 規則第3条に規定する申請書は、松本市地域中核企業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付し、市長が指定した期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(施設等設置事業を除く。)
- (3) 全部事項証明書及び定款
- (4) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- (5) 契約書の写し(契約に基づき実施する場合に限る。)
- (6) 取得建物の平面図、設計図
- (7) 償却資産の一覧表及び見積書(施設等整備事業に限る。)
- (8) 取得した固定資産に係る固定資産税・都市計画税納税通知書(施設等設置事業に限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないもの及び施設等設置事業に係る申請については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する取下げは、松本市地域中核企業支援事業補助金交付申請取下書（様式第2号）によるものとする。

（変更等承認申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに定める書類を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

（1） 事業の内容等を著しく変更しようとするとき又は補助対象となる固定資産税相当額が変更になったとき。 松本市地域中核企業支援事業変更承認申請書（様式第3号）

（2） 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助対象となる固定資産税相当額が免除となったとき。 松本市地域中核企業支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市地域中核企業支援事業実績報告書（様式第5号）によるものとし、交付決定者は、次に掲げる書類を添えて、事業完了後、1か月以内に市長に報告しなければならない。

（1） 収支決算書（施設等設置事業を除く。）

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業成果の発表）

（事業の継続）

第11条 施設等整備事業に係る交付決定者は、当該補助対象事業の完了日から10年間継続して営むよう努めなければならない。

（重複補助の排除）

第12条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった経費には、重複して交付しない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第153号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示によ

る改正後の松本市地域中核企業支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市地域中核企業支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和5年3月20日告示第93号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2項を削り、第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市地域中核企業支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の松本市地域中核企業支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市地域中核企業支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の松本市地域中核企業支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

別表第1（第5条関係）

施設等整備事業 補助対象経費

経費区分	内容
建物の取得に係る経費	工場、事務所、研究施設等の新設、増設又は移設 ※ただし同一敷地内に存する既存建物の建替えに係るもの

	は除く。
償却資産の取得に係る経費	機械、装置、器具、備品、工具、建物付属設備及びソフトウェアのうち以下のいずれかに該当するもの
	1 補助対象となる建物の取得に伴い取得するもの
	2 生産性の向上や生産能力の強化、新たな商品の生産等のために取得するもの

別表第2（第5条関係）

施設等設置事業 補助対象経費

経費区分	内容
取得した家屋及び償却資産の維持に係る経費	施設等整備事業の実施に当たり取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税に相当する額